

みんなで広げる「木育」活動推進事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、みんなで広げる「木育」活動推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びみんなで広げる「木育」活動推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体の要件)

第2 交付要綱の別表に掲げる事業実施主体については、次の要件を満たす団体等とする。

- (1) 宮城県内に活動の拠点を置き、団体構成員は主として宮城県内に在住・在勤・在学の者であること。
- (2) 団体等の設立目的、趣旨等を明確にした規約を有し適正な運営が行われることが確実であること。
- (3) 事業に関する資金計画が適切であり、かつその資金計画に従って事業が実施されることが確実であること。
- (4) 代表者及びその所在地が明らかなこと。
- (5) 政治団体や宗教団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 交付対象事業の公表に異議がないこと。
- (9) 各種法令を遵守し、また公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。

(対象施設の要件)

第3 交付要綱の別表に掲げる交付対象事業の「民間施設等」は、不特定多数の県民が利用する店舗及び社会福祉施設等とする。

(事業実施計画)

第4 本事業の事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、当該事業に係る実施年度における事業実施計画書（別紙1-1及び1-2又は別紙2-1及び2-2）を作成し、別に定める期日までに別紙様式第1号により、知事の承認を得るものとする。ただし、事業公募の審査を経て採択された場合は、これをもって知事に協議されたものとする。

2 前項において知事は、本事業の事業実施主体に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 事業実施計画書（別紙1-1及び1-2又は別紙2-1及び2-2）
- (2) その他知事が必要と認めるもの

3 事業実施主体は、第2項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業費、積算

の基礎を整備しておくほか、事業実施計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。

(事業計画の変更)

第5 事業実施主体は、補助金交付決定前に、既に承認された本事業の事業実施計画書の内容を変更しようとするときは、別紙様式第2号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

(事業着手報告)

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、交付要綱第6に定める事業着手報告書を知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、やむを得ない事由により本事業の交付決定前に着手する場合には別紙様式第3号による補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合は前項の規定による事業着手報告書の提出は必要としない。

(事業の確認調査)

第7 経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行）に基づき所長が行う本事業の確認調査における確認調査書は、別紙様式第4号によるものとする。

(事業種目によるその他事務手続)

第8 交付要綱別表の事業種目に係る事務手続については、第4から第5によるほか、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 変更設計書の協議等

イ 変更設計書の協議

事業実施主体は、事業に着手した後に計画変更の必要が生じ、交付要綱別表に掲げる変更要件のいずれかに該当する場合は、速やかに別紙様式5号により所轄する所長に協議するものとする。

ロ 変更設計書の承認

所長は、事業実施主体から協議のあった事業実施計画書について別紙様式第6号により審査し、水産林政部長に進達し、承認を得るものとする。

ハ 変更設計書の報告

(イ) 事業実施主体は、変更設計書の承認を受けた後に変更契約を締結するとともに、速やかに別紙様式第7号によりその旨を当該所長に報告するものとする。

(ロ) 事業実施主体は交付要綱別表に規定する以外の軽微な変更については、当該変更に係る請負契約の締結後、速やかに別紙様式第8号により所轄する所長に報告するものとする。ただし、事業実施主体が直営により本事業を実施する場合は別紙様式第8号を準用して所長に報告するものとする。

(ハ) 所長は変更報告の提出があった場合は、速やかに水産林政部長に報告するものとする。

- 2 実施設計書については、別紙 1-1 及び 1-2 又は別紙 2-1 及び 2-2 により、交付要綱第 4 による交付申請書に添付するものとする。
- 3 木びろい表については、別紙様式第 9 号により交付要綱第 4 による交付申請書に添付するものとする。

(施設等の表示)

第 9 事業実施主体は、施設等の導入年度等を明らかにするために、事業実施年度、事業名、事業実施主体を施設等に明示するものとする。

(事業実績書)

第 10 交付要綱第 8 第 3 項第 1 号に定める事業実績書は別紙 1-1 及び 1-2 又は別紙 2-1 及び 2-2 により、同第 5 号に定める木びろい表は別紙様式第 9 号に定める実施設計書の様式を準用するものとする。

(事業の繰越)

第 11 事業実施主体は、事業を当該年度内に完了できないと判断した場合には、別紙様式第 10 号及び 11 号により、事業の繰越について知事の承認を受けるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第 12 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各 2 部とし、その提出に当たっては原則として管轄する地方振興事務所(地域事務所)長を経由するものとする。

(その他)

第 13 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業に適用する。
- 2 この要領は、令和 3 年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 木の香るおもてなし普及促進事業推進事業事務取扱要領(平成 28 年 4 月 1 日施行)及び木の香るおもてなし普及促進事業(木育活動)推進事業事務取扱要領(令和 2 年 4 月 22 日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度事業に適用する。
- 2 この要領は、令和 5 年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月21日から施行し、令和6年度事業に適用する。
- 2 この要領は、令和6年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。